

福祉委員

～あなたのまちのしあわせ委員～



福祉委員会の研修会（サロンスキルアップ講座と合同）にて、“いろかるた”を体験する様子（見付地区）

 **社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会**

令和8年4月 改訂版

目 次

1 福祉委員の概要

(1)福祉委員について	1
(2)地域福祉活動を進める「地区社協等」	3
(3)つながりの中で活躍する福祉委員	5
(4)地区福祉委員会について	6

2 見守り活動

(1)「見守り活動」にご協力ください	7
--------------------	---

3 サロン・居場所

(1)「高齢者サロン」で楽しい仲間づくり	11
(2)はじめよう！「子育てサロン」	18
(3)「居場所」に行けば笑顔に会える	20

4 生活支援

(1)地域活動のイメージ（サロン・見守り・生活支援）	22
(2)せいかつ応援倶楽部	23
(3)磐田市の“生活支援コーディネーター”	24

5 地域福祉

(1)地域福祉活動計画と地域共生社会	25
--------------------	----

資料編

(1)地域福祉活動を推進するための「地域」（圏域）の考え方	27
(2)赤い羽根共同募金について・歳末たすけあい募金について	28
(3)福祉委員設置要綱	30

1 福祉委員の概要

(1) 福祉委員について

1 福祉委員の誕生と選出人数の推移

磐田市の「福祉委員」は、地域福祉の推進を図るために策定した「地域福祉活動計画」に地域福祉推進の担い手として位置付けられています。

平成20年度からは市内全域で選出されています。

年度	選出人数(基準日 4/1)	選出自治会数
令和2年度	493人	302自治会
令和3年度	484人	301自治会
令和4年度	491人	301自治会
令和5年度	491人	301自治会
令和6年度	498人	300自治会
令和7年度	494人	296自治会
令和8年度	490人	296自治会

※令和8年3月時点の情報です。その後情報が変更している場合があります。

2 選出根拠

磐田市社会福祉協議会「地域福祉活動計画」及び「福祉委員設置要綱」による。

3 身 分

推薦者	自治会長
身分証明	市社協会長名で発行
任 期	基本2年(設置要綱規定)
選出基準	概ね100世帯に1人選出(設置要綱規定)

4 位置づけ

福祉委員は、自治会から選出された委員として、自治会や地区を範囲として地区社協(地域づくり協議会福祉部等)のもとで活動する委員という位置づけです。

地区福祉委員会は、地区社協の構成団体として位置づけられます。

5 活 動

自治会役員、民生委員・児童委員(以降「民生委員」と表記)、ボランティア等と連携し、地域福祉推進のための活動を行います。活動中の怪我や事故には「ボランティア活動保険」が適用されます。市社協で一括加入しますので、保険料の個人負担はありません。

6 守秘義務

設置要綱規程に基づき、活動中に知り得た個人及び世帯の情報は、当事者の許可なく、関係者以外にもらしてはいけません(退任後も同様)。

■ 「福祉委員」ってどんなことをするの？

福祉委員の役割は「見守り」「気付き」「つなげる」の3つです。お住いの「地域の福祉」に目を向け、日常の活動や生活の中で無理のない「さりげない見守り」をして、異変に「気付いた」場合は、同じ地域の民生委員などに「つなぎ」ます。

また、ちょっとした自分の「できること」を、地域福祉の充実のために活かしましょう。

地域で活躍中！福祉委員さんの姿



地域づくり協議会や自治会、他の委員と協力した小地域ケア会議（長野地区）



“おいでよ豊岡まつり”のお手伝い（豊岡地区）

地域で活躍中！福祉委員さんの声

体験談「福祉委員の貴重な経験」

自治会の持ち回りで福祉委員を2年勤めることになり主に地区の高齢者サロンの企画・運営を担当しました。2年目には、地域づくり協議会福祉委員の代表に選出され仕事との両立はかなり難しいものがありましたが、会社側の理解を得て支障なく活動に専念できました。

サロン活動では、参加者の交流促進や健康維持を目的としたプログラムづくり、当日の進行、参加者の見守りを行い、地域の高齢者支援に貢献しました。私の中の決め事で、「私自身が楽しまなければ皆さんも楽しめない」と考え、なるべく手作りの催し物で開催しました。自信はなかったですが、参加者が楽しんで活動している姿をみると、やりがいが変わっていました。家族、自治会、その他各団体の支援もあり、無事2年の任期を務め上げることが出来、次につなげることが出来たと思います。貴重な経験ができ最終的には、良い締めくくりが出来たと感じています。

(2) 地域福祉活動を進める 地区社協（地域づくり協議会福祉部等）

* 地域福祉活動を推進するための「地域」の考え方は、巻末に記載。

① 地域福祉とは

〈法的には…〉 地域福祉は、社会福祉法に「地域における社会福祉」と定められています。「社会福祉」は一人ひとりの幸福をめざすものなので、「地域福祉」とは、「地域に暮らす全ての人々が幸せに暮らせるように努めること」だと言えます。

〈つまり…〉 地域福祉は、地域社会全体で住民の福祉を支える仕組みであり、地域住民同士の助け合いを重視する考え方になります。個人や家族の自助努力、地域社会での共助・互助、そして行政による公助が連携することで、持続可能な地域社会の構築を目指しています。

また、地域福祉の推進には、住民の主体的な参加が不可欠です。ボランティア活動や地域の見守り活動など、住民が自ら地域の課題に取り組むことで、行政だけでは対応しきれないきめ細かなサポートが可能になります。

② 地区社協（地域づくり協議会福祉部等）とは

磐田市では、地域住民の主体的な参画により、身の回りの生活課題について協議し、課題解決のために活動する任意組織として、平成9年設置の岩田地区を皮切りに、平成25年度までに概ね小～中学校区単位の全20地区にて「地区社会福祉協議会（通称：地区社協）」が設置され、住民の力で運営されてきました。

平成26年度から、住民組織の再編のため、市により交流センター単位で「地域づくり協議会」の設置推進がされています。これにあわせて従来の地区社協は、地域づくり協議会の福祉部会等として融合し、地域福祉懇談会等を通して多くの方との対話、参画を得ながら地域課題に合わせた福祉活動を行うようになってきています。

【地区社協等の主な活動内容】

- ・ 小地域見守りネットワーク活動
配食サービス、救急医療情報シート配布とメンテナンス、
地域せいかつ応援倶楽部 等



- ・ 地域交流・ふれあい・介護予防活動
高齢者サロン、子育てサロン、健康教室、
地域交流事業（季節に応じた行事、多世代交流活動）等

- ・ 広報・啓発活動
地域福祉講演会、視察研修、地区社協だよりの発行 等



- ・ 健康・福祉講座
福祉体験講座、認知症サポーター養成講座、子育て支援講座 等

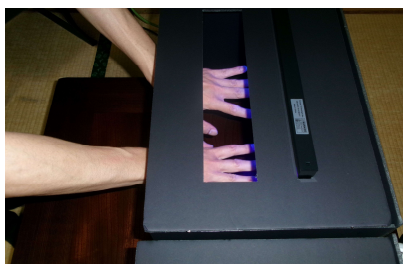
- 福祉課題の把握と課題解決
地域福祉懇談会、福祉ニーズを把握するためのアンケート調査 等
- 自治会、地域づくり協議会、市社協、
地域包括支援センター等関係機関との連携

③ 地区社協等の活動と福祉委員の位置づけ

福祉委員会は、地区社協等の構成団体として、運営の中核として位置づけられています。地区社協等が行う活動（見守り活動、高齢者サロン、子育てサロン、世代間交流活動 等）の担い手にもなります。

市内の地区社協等

No.	地区社協名称	No.	地区社協名称
1	見付地区社会福祉協議会	11	田原地区社会福祉協議会
2	中泉地区地域づくり協議会福祉部会	12	今之浦地区まちづくり協議会
3	南地区社会福祉協議会	13	ふくでの福祉を推進する会
4	長野地域づくり協議会福祉部	14	竜洋地区社会福祉協議会
5	大藤地区社会福祉協議会	15	富岡地区社会福祉協議会
6	向笠社会福祉協議会	16	豊田東地区社会福祉協議会
7	岩田地区社会福祉協議会	17	池田地区社会福祉協議会
8	西貝地域づくり協議会福祉部	18	井通地区社会福祉協議会
9	御厨地域づくり協議会地域福祉部会	19	青城まちづくり協議会福祉部会
10	南御厨地区社会福祉協議会	20	豊岡地域づくり協議会健康・福祉推進連絡会



西貝地区 配食サービス衛生講習会



向笠地区 福祉懇談会



中泉地区 子ども情報交換会



豊岡地区 高齢者サロン連絡会



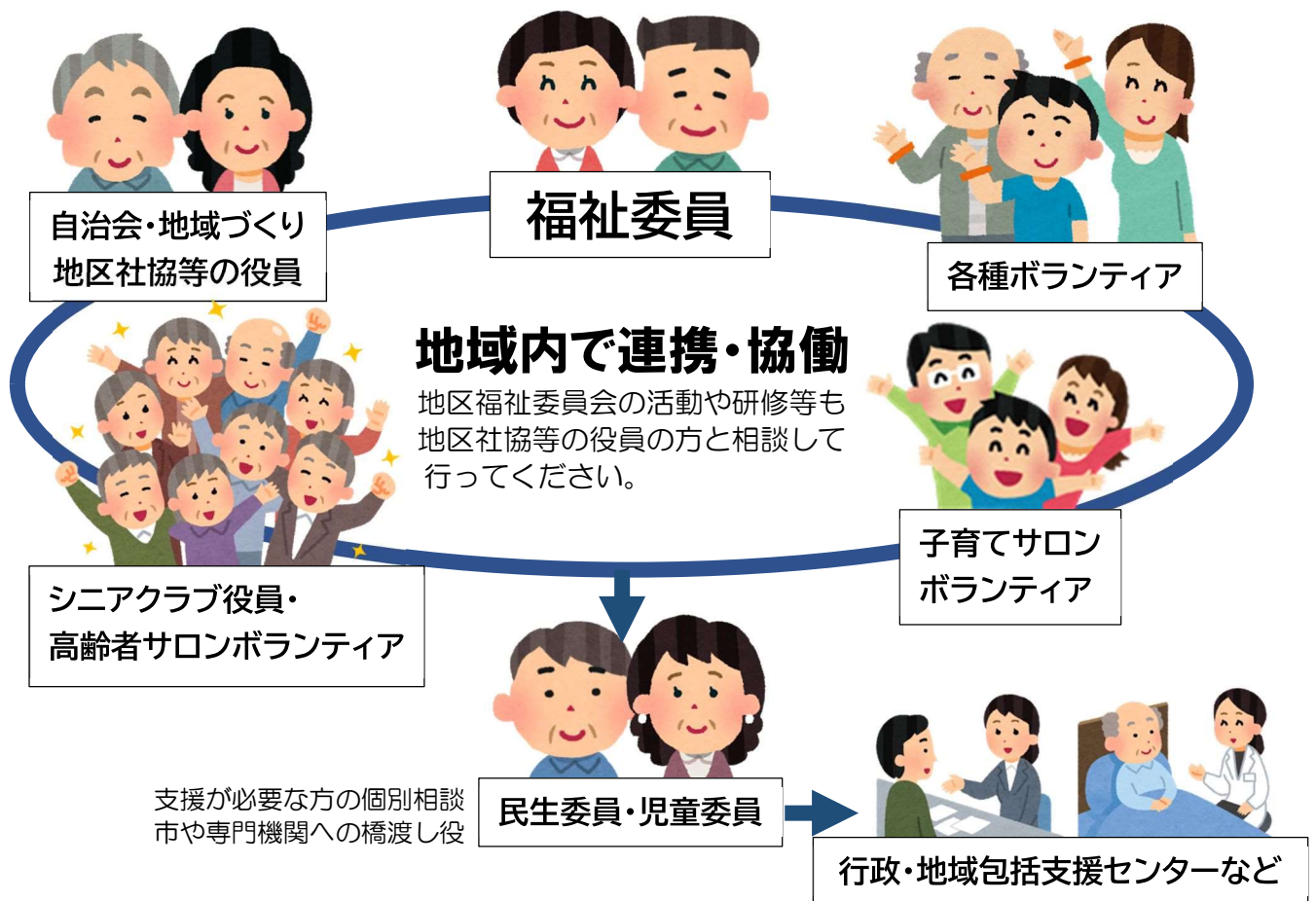
福田地区 子育てサロンあいうえお

(3) つながりの中で活躍する福祉委員

福祉委員は、地区社協(地域づくり協議会福祉部等)の構成メンバーです。
地区内の福祉活動、見守り・サロン活動などの担い手として活躍が期待されます。

福祉委員の位置づけ

自治会の委員として、地域の福祉活動(見守り・サロンなど)に携わるとともに、「地域づくり協議会福祉部・地区社協等」の構成員として地区活動に参加します。
自治会や地区社協の皆さんとともに、力と知恵を合わせ活動に携わります。



市社協の地区担当が、地域のつながりづくりを支援します！

(4) 地区福祉委員会について

1 地区福祉委員会とは

地区社協（地域づくり協議会福祉部等）のもとで、「地区福祉委員会」として活動を行います。地区ごとの定例会で連絡や情報交換を行うほか、必要に応じて関係機関や団体の方へ出席を依頼し、研修や連携づくりの機会が企画されます。

2 市社会福祉協議会の関わり

・活動のサポート

地域の福祉活動について一緒に考え、必要な助言、支援を行います。

・関係機関との連携づくり

関係機関や団体との橋渡しを行い、双方の“顔が見える”関係づくりをお手伝いします。〈例〉民生委員・児童委員、行政、地域包括支援センター等

・福祉委員研修

地区の福祉委員会にて、福祉委員を対象に福祉委員の役割や活動等に関する研修を行います。研修内容の助言も行います。

・地区社協等連絡協議会（年3回）

地区社協等の役員や地区福祉委員代表等が出席し、情報交換を行います。

3 各地区での研修会について

福祉に関する知識や技術を身につけるため、地区ごとでの研修会の実施をおすすめしています。福祉委員だけでなく、地区社協役員や民生委員、自治会役員の方々の参加も呼びかけ、交流を持ちながら学びあうこともできます。

【研修内容の例】

- ・福祉施設の職員や福祉ボランティア等に講話を依頼する。
（子育て、障がい者、高齢者等の福祉サービス、支援活動についての学習）
- ・地域包括支援センター職員から、高齢者支援について学ぶ。
- ・地区に住む障がい者から、日常生活の様子やコミュニケーション方法を学ぶ。
- ・福祉委員活動につながるテーマに沿ったグループワークを行う。



サロンで使えるレクリエーション（南地区）



ボッチャ体験会（豊岡地区）

2 見守り活動

(1) 「見守り活動」にご協力ください

1 見守り活動の必要性

少子高齢化、核家族化、人口減少社会の進展により、地域のつながりが希薄化し、かつての地域社会だったら防げたかもしれない困りごとが増えています。とくに、ひとり暮らしの高齢者や孤立した家族、障がい者、外国人などが支援を必要としています。昨年来のコロナ禍の影響により、それが一層深刻さを増しています。

孤立死

育児・介護の抱え込み

消費者被害

ひきこもり

虐待の増加

災害時に対応できない

認知症による徘徊

これらのトラブルを少しでも防ぐために、地域の実情に合わせた「見守り」活動が必要です。助け合いの仕組みづくり、平常時からの住民のつながりづくり、孤立しない地域づくりを進めることが求められています。

2 見守り活動の現状

(1) 地域で進められる見守り体制づくり

① 民生委員、自治会役員、福祉委員等の見守り・連携

→地区単位、自治会単位で連携体制づくりが進んでいます。

② サロン活動団体の増加

→地域の仲間づくりが進むと、参加者・ボランティア等の「顔の見える関係」ができ、日頃の地域のつながりづくりに役立っています。

③ シニアクラブの友愛訪問

→相互に助け合い、励まし合い、共に生きがいを高めることを目的に、シニアクラブの会員同士の見守り、声かけが行われています。

④ 救急医療情報シート

→キット配布をきっかけに、地域の見守り体制づくりが進められています。
→配布したキットのメンテナンス(点検)が、訪問の機会にもなり重要です。

⑤ 避難行動要支援者の避難支援体制づくり

→支援が必要な方の情報を共有することにより、平常時から見守りを行える体制ができます。



(2) 官民一体となって進む見守り体制づくり

◎ 磐田市見守りネットワーク（磐田市安心地域支え合い体制づくり市民会議）

→地域福祉の関係団体（民生委員児童委員協議会、地域づくり協議会福祉部・地区社協・福祉委員会、シニアクラブ、市社協等）と、高齢者の日常生活に密着したサービスを提供する民間事業者（郵便、宅配、新聞配達、牛乳配達、金融機関等）が協力し、配達物が溜まっている等の異変に気付いた時は、地域包括支援センター等に連絡して安否確認を行います。

3 さりげない見守りで異変に気づく

日常の活動や生活の中で、無理のない「さりげない見守り」を実施し、その中で「異変のサイン」に気付きましょう。

「異変のサイン」とは？

	一目で分かる異変のサイン	少し会話するとわかる異変のサイン
● 個人 の 状 況	<input type="checkbox"/> 元気がなく外出の機会が減った人 <input type="checkbox"/> 最近、家にこもりがちな人 <input type="checkbox"/> 毎日同じ服や季節に合わない服、汚れた服を着ている人 <input type="checkbox"/> 不自然にひとりで歩いているのをよく見かける人	<input type="checkbox"/> 会話の中で同じ話を繰り返す人 <input type="checkbox"/> 転倒やつまずくなど、足が弱ってきていると言う人 <input type="checkbox"/> 「お金を貸してほしい」と言う人 <input type="checkbox"/> 「物を盗まれた」と何度も言う人 <input type="checkbox"/> 話の途中で急に泣き出す人
● 家 庭 の 状 態	<input type="checkbox"/> 洗濯物が何日も干したままの家 <input type="checkbox"/> 昼でも灯りが消えない、暗くなくても灯りがつかない家 <input type="checkbox"/> 窓、雨戸の開閉の様子がない家 <input type="checkbox"/> 新聞等が数日分溜まっている家 <input type="checkbox"/> ゴミが放置され、匂いがする家 <input type="checkbox"/> 子どもの泣き声がよくする家	<input type="checkbox"/> 災害時の避難に支援が必要な家族がいる家 <input type="checkbox"/> 夜に幼い子だけの時間が多い家 <input type="checkbox"/> 新しく引っ越してきて、近所付き合いのない家 <input type="checkbox"/> 家族だけで高齢者や障がい者を介護している家

★相手の生活に入り込み過ぎず、無理のない範囲でさりげなく見守りましょう。



4 異変のサインに気づいたら

福祉委員が、地域で何らかの異変のサインに気づいたら、速やかに同じ地域の民生委員につないでください。民生委員は、行政との「橋渡し役」として相談窓口につながり、安否確認や緊急対応等につながります。なお、相談窓口では、福祉委員や一般市民からの情報も広く受付します。情報提供者のプライバシーは守られます。

- ・高齢者に関する問題……お近くの地域包括支援センター、市高齢者支援課
- ・障がい者に関する問題…市障がい者相談支援センター、市福祉相談課、市障がい者虐待防止センター
- ・児童に関する問題……児童相談所、市こども若者家庭センター

★情報の取扱いについて

個人情報保護法では、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合には、通報に際し、本人の同意を得る必要はないとされています。また、通報された情報は厳守され、第三者に漏れることはありません。

ただし、見守りの中で知り得た個人情報は、他の人に漏らさぬようにご協力をお願いします。これは、見守りを行わなくなった後や福祉委員退任後も同様です。

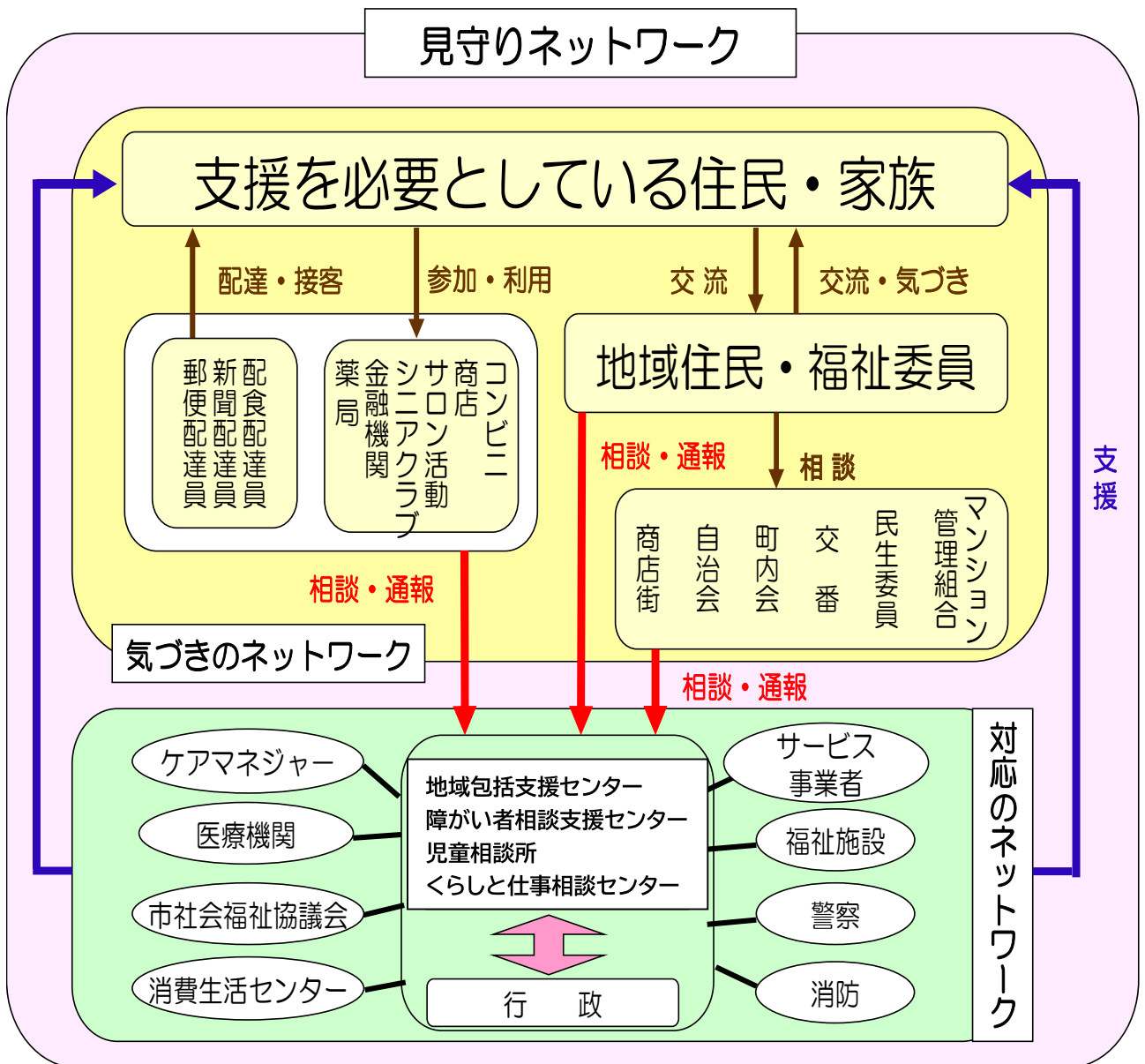
5 支援が必要な人を見守り・支え合う連携(ネットワーク)とは

【気づきのネットワーク】

地域での付き合いや、日常的な業務において、要支援者の日常の様子を知っている人達（地域住民、民生委員、商店、新聞配達員など）が、何らかの異変に気づいたときに、専門職（対応のネットワーク）へつなげることができる見守り活動。

【対応のネットワーク】

「気づきのネットワーク」から相談や通報を受けた介護・医療・福祉等に関わる専門職が行政等と連携し、支援を必要とする方の状況に応じた支援やサービスの提供を行う取り組み。



6 連携の成果について

- (1) 孤立死等の最悪の事態を少しでも防ぐことができます。
- (2) 希薄になりがちな人間関係が改善され、地域の絆が深まります。
- (3) お年寄り等の会話の中から必要なニーズを発見し、地域包括支援センター等の専門機関や支え合い活動を行う地区社協等につなげられます。
- (4) 見守り対象者を取り囲むネットワークができあがり、「地域包括ケアシステム」(※1)構築を見据えた取組みにつながります。
- (5) 一方的に支援される「対象」としてでなく、その人らしさを活かして「地域で活躍する人」「役割と居場所がある人」になることができます。「支援する・される関係」をこえた「地域共生社会」(※2)の実現に近づきます。

市社協では、福祉委員の皆さんが、民生委員、自治会役員、ボランティア、その他関係する役員等と連携して、高齢者等の見守り活動ができるよう、活動の支援を行います。地域で暮らす中で支援が必要な方の自立を支えながら、孤立死等の緊急事態を未然に防ぐネットワークの確立を目指しています。



※1「**地域包括ケアシステム**」とは、要介護状態となっても、**住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制**のことです。それぞれの**地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・住民による生活支援が一体的に提供される体制**を目指しています。

※2「**地域共生社会**」とは、**社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**を目指すものです。

3 サロン・居場所

(1) 「高齢者サロン」で楽しい仲間づくり

1 高齢者サロンとは？

高齢者の閉じこもり予防・介護予防等のため、地区単位または自治会単位で概ね月1回以上行う、地域ボランティアによる支え合い活動です。会場は、交流センター、公会堂などです。



2 どんな内容なの？

♪心や身体のリフレッシュ♪

『お茶のみ、おしゃべり』を基本に、季節の行事、指先の運動を兼ねた作品づくり、いすに座ったままでできるゲーム、健康体操、昔懐かしい唱歌を歌う、誕生会、子どもたちとのふれあい、屋外研修等、参加者の興味や関心に合わせて自由な考えでプログラムを作ることが出来ます。

♪みんなが担い手♪

地区社協・福祉委員、民生委員、シニアクラブ、自治会役員など地域福祉に関わっている方皆さんが担い手です。「ボランティアだけで準備して参加者はお客様」にならないように、ボランティアも参加者も、可能な範囲でみんな役割をもち、協力して運営しましょう。ご自身の介護予防にもつながります！

♪多世代交流型のサロンも♪

子どもたちと親、祖父母世代の人たちが交流することにより、子どもの自主性を育み、高齢者も子どもから元気をもらえます。地域のふれあいの機会が生まれます。

3 市社協の関わりは？

- ボランティア活動保険、サロン参加者傷害保険の加入費を助成します。
- 原則毎月開催の団体を対象とした活動費助成事業があります。
- 年2回、ふれあいサロン活動団体の「代表者連絡会」を開催します。
- 「サロンを立上げたい、活動例を知りたい」という方へ説明を行います。
- 「年に1度は屋外研修をしたい」というサロンへ、マイクロバスの貸出をします。運転は市社協登録の運転ボランティアが行います。
- サロンで遊べるレクリエーション用品「福祉お助け用品」の貸出しをします。
- 「一芸・語りべボランティア」の紹介をします。市社協、各交流センター窓口で登録名簿を閲覧し、サロンから直接依頼します。
- 地区社協活動との連携を支援します。
- 市社協の介護予防指導員が、団体からのご要望に応じて活動日や運営者の打合せ等に伺い、お話やレクリエーションの提供、運営上のご相談をお受けします。

“閉じこもり”による「虚弱（フレイル）」を防ごう！

フレイルとは、加齢とともに体力が低下する虚弱状態のことです。地域で人が集まる機会が減り、お年寄りが交流の場や健康づくりの活動に参加できなくなると、フレイルが進み、認知症や孤立死のリスクが高まります。もともとサロン活動は、参加者やボランティアの皆さんの「やりたい」「楽しい」「暮らしやすい地域にしたい」といった「気持ち」を原動力・エネルギー源としています。そのような楽しさや情熱や想いがあるからこそ地域が動きます。


コロナ禍を経て、サロンのような交流の場の必要性が改めて見直され、「サロン活動の再構成・再起動」の時期を迎えています。集い・出会い・交流が活発になれば、地域につながりと心の居場所がもたらされます。誰かのために、地域のために、社会のために「何かをやりたい」と活動する方々が地域にはたくさんいらっしゃいます。福祉委員をはじめ、ボランティアの仲間づくりをぜひ身近な地域で進めてください。

健康長寿の③要素

静岡県では、健康長寿の3要素として、運動・食生活・社会参加に着目した健康づくりを進めています。県内の高齢者約1万4千人の追跡調査により、3つの習慣とも望ましい生活の人は、そうでない人に比べ、長生きであることが分かっています。


① 運動

静岡県では、成人男性の平均歩数は1日に7,756歩、成人女性は、7,423歩、歩いています。今よりプラス10分歩くことを目標に日々の生活に運動を取り入れましょう。




② 食生活

食事はバランスを考えて、野菜や肉魚豆類をしっかりととりましょう。塩分はひかえめて。静岡県民として、緑茶もしっかり飲んで元気な体を作りましょう。

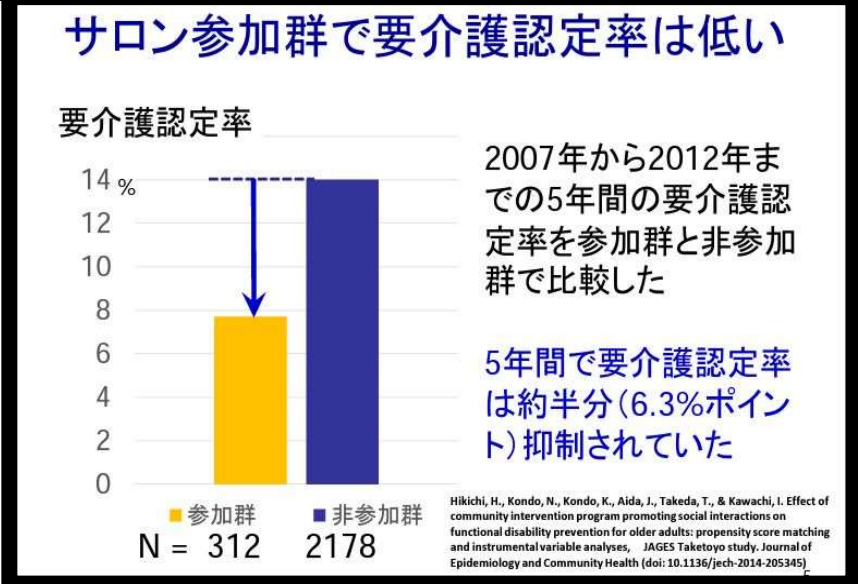


③ 社会参加

誰かと交流があることは、カラダにも、アタマにも、ココロにも良いと言われています。いくつになっても活躍する場所とつながりを持ち続けてください。



サロンに参加して健康寿命を延ばしましょう。



高齢者サロン【地区単位】グループ一覧

No.	地 区	グループ名	会 場
1	見 付	見付てまり会	見付交流センター
2	見 付	見附宿いっぶく処	見附宿いっぶく処
3	中 泉	いずみ	中泉交流センター
4	中 泉	地区サロン もぐもぐ	カフェ モグモグ
5	中 泉	祇園クラブふれあいサロン	鹿苑神社グラウンド、二之宮老人憩いの家
6	南 (主に天竜)	ほほえみ会	南交流センター
7	於 保	於保いきいきサロン	於保農村婦人の家
8	於 保	すすかけ健幸サロン南部	すすかけヘルスケアホスピタル
9	向 笠	向笠さつき会	向笠交流センター
10	岩 田	岩田れんげの会	岩田交流センター
11	西 貝	西貝陽だまりの会	西貝交流センター
12	南御厨	南御厨てまり会	南御厨交流センター
13	田 原	田原かわせみの会	田原交流センター
14	今之浦	今之浦てまり会	今之浦記念館
15	大 藤	大藤みんなの会	大藤交流センター
16	福 田	ふれあいサロン友の会 鶴組・亀組	福田健康福祉会館 リフレU
17	福 田	茶のみ会	福の家
18	福 田	サロン中川通り	9の2番組公民館
19	福 田	福田「歌声サロン」	福田中央交流センター
20	福 田 (福田中)	福田東ときめきサロン	1番組公会堂
21	福 田 (福田南)	福田南いかまい会	福田南交流センター
22	福 田 (北部)	北部ふれあいサロン	福田農村環境改善センター
23	福 田 (福田中)	サロン歩会	六社神社 社務所
24	福 田 (福田中)	新田ふれあいサロン	新田公民館
25	福 田 (福田中)	本田サロンなごみ会	本田公民館
26	福 田 (西部)	於保・西南はつらつサロン	福田健康福祉会館 リフレU
27	福 田	ひまわりの会	福田13番組公民館
28	福 田	すすかけ健幸サロン福田	リハケアーズ福田
29	竜 洋	歌って元気!	ひまわりの郷
30	竜 洋	サロンひまわりの郷	ひまわりの郷
31	竜 洋	すすかけ健幸サロン竜洋	白寿園地域交流室 竜洋交流センター
32	豊 田	生きがいデイ豊田	池田交流センター
33	豊 田	富岡地区サロン	富岡交流センター
34	豊 田	むすかりの会	豊田東交流センター
35	豊 岡	ほのぼのサロン	豊岡東交流センター
36	豊 岡	うたごえ広場とよおか	磐田市商工会豊岡支所 研修室

※令和8年3月時点の情報です。その後情報が変更している場合がありますので、市社協へお問い合わせください。

高齢者サロン【自治会単位】グループ一覧

No.	地 区		自治会名	グループ名	会 場
1	磐田	見付	地脇町	地脇町いこいの会	地脇町公会堂
2	磐田	見付	天王町	海戸ふれあいクラブ	天王町公会堂
3	磐田	見付	権現町	権現町なごみ会	権現町公会堂
4	磐田	見付	西坂町	西坂町いきいき竹虎会	西坂会館
5	磐田	見付	幸町	幸町お楽しみ会	幸町会館
6	磐田	見付	富士見町	富士見町いきいきサロン	富士見町会館
7	磐田	見付	河原町	河原町高齢者サロン「たっちゃんの家」	河原町町民会館
8	磐田	見付	水堀	水堀ふれあいサロン	水堀会館
9	磐田	見付	美登里町	美登里町むつみ会	美登里町集会所
10	磐田	見付	二番町	すこやか会（二番町）	二番町公会堂
11	磐田	見付	住吉町	住吉町ひまわり会	住吉町公会堂
12	磐田	見付	元宮町	元宮ふれあいサロン	元宮町公会堂
13	磐田	見付	北見町	北見町さくら会	北見町公会堂
14	磐田	中泉	桜ヶ丘	桜助の会	桜ヶ丘公民館
15	磐田	中泉	大泉町	大泉町あしの会	大泉町自治会館
16	磐田	中泉	二之宮4丁目	リフレッシュの会	二之宮4丁目公会堂
17	磐田	中泉	久保町	久保サロン	久保町公民館
18	磐田	中泉	二之宮宮本	宮本いきいきサロン	二之宮宮本公会堂
19	磐田	中泉	中央町	中央町いきいきサロン	中央町自治会館
20	磐田	中泉	本町	本町いきいきサロン	本町公会堂
21	磐田	中泉	七軒町	いきいきサロン笑和会	七軒町集会所
22	磐田	中泉	二之宮3丁目	二之宮三丁目ふれあいサロン	二之宮三丁目憩いの家
23	磐田	中泉	泉町	泉町寿会サロン	泉町公民館
24	磐田	中泉	西町	西町いきいきサロン	西町公会堂
25	磐田	中泉	京見塚	京見塚いきいきサロン	ふれあい交流センター
26	磐田	中泉	坂上町	坂上町ユーアイサロン	坂上町公民館
27	磐田	中泉	田町	田町友遊サロン	田町公会堂
28	磐田	中泉	一言南原	一言南原サロン	一言南原集会所
29	磐田	中泉	御殿	御殿ふれあいサロン	御殿あおい会館
30	磐田	天竜	千手堂	ふれあいサロン千手堂	千手堂公民館
31	磐田	天竜	北島	北島ふれあいサロン	北島老人憩いの家
32	磐田	天竜	上岡田	上岡田みのりの会	上岡田公会堂
33	磐田	天竜	豊島	豊島いきいきサロン	豊島公会堂、老人憩の家
34	磐田	天竜	天龍	天龍いきいきサロン	天龍公会堂
35	磐田	天竜	下岡田	下岡田いきいきサロンお地藏様の会	下岡田公民館

No.	地区		自治会名	グループ名	会場
36	磐田	天竜	万正寺	万正寺いきいきサロン	万正寺公民館
37	磐田	天竜	中野	中野ふれあいサロン	中野公民館
38	磐田	天竜	中野団地	中団いきいきクラブ	中野団地公会堂
39	磐田	天竜	上大之郷	上大之郷いきいきサロン	上大之郷老人憩いの家
40	磐田	長野	小島	小島ふれあいサロン	小島老人憩いの家
41	磐田	長野	長須賀	長須賀なかよし会	磐南厚生会館
42	磐田	長野	前野	前野ふれあいサロン	前野公会堂
43	磐田	長野	草崎	草崎なかよしサロン	草崎公会堂
44	磐田	長野	白拍子	白拍子ふれあいサロン	白拍子老人憩いの家
45	磐田	長野	鮫島	鮫島ふれあいサロン	鮫島公民館
46	磐田	長野	新島	新島ふれあいサロン	上新島・下新島老人憩いの家
47	磐田	長野	刑部島	刑部島ちょっくらサロン	刑部島老人憩いの家
48	磐田	長野	野箱	野箱ふれあいサロン	野箱いこいの家
49	磐田	於保	下大之郷	下大之郷なかよしサロン	下大之郷公会堂
50	磐田	於保	大和田	大和田クローバー	大和田公会堂
51	磐田	於保	中大原	中大原サロン ちょっくら	中大原公会堂
52	磐田	於保	上大原	サロンすみれ	上大原公会堂（集会場）
53	磐田	向笠	向笠新屋原	新屋原サロン	新屋原公会堂
54	磐田	向笠	向笠西原	西原いきいきサロンひまわり会	西原公会堂
55	磐田	向笠	向笠竹之内原	竹之内原自治会サロン	向笠竹之内原公会堂
56	磐田	向笠	岩井原	岩井原ふれあいサロン	岩井原公会堂
57	磐田	岩田	寺谷垵上	寺谷垵上サロン	寺谷垵上公会堂
58	磐田	岩田	匂坂中上	なかかみサロン	匂坂中上公会堂
59	磐田	岩田	匂坂新	匂坂新地区サロン	匂坂新地区公会堂
60	磐田	岩田	寺谷垵下	垵下ふれあいサロン	寺谷垵下公会堂
61	磐田	岩田	匂坂上	匂坂上サロン	匂坂上公会堂
62	磐田	岩田	匂坂上原	匂坂上原サロン	匂坂上原公会堂
63	磐田	岩田	匂坂中下	匂坂中下ふれあいサロン	匂坂中下公会堂
64	磐田	西貝	城之崎	城之崎ふれあいサロン	城之崎公会堂
65	磐田	西貝	安久路	ふれあいサロンあくろ	安久路公会堂
66	磐田	西貝	西之島	西之島あいあい会	西之島公会堂
67	磐田	西貝	西貝塚	西貝塚ふれあいいきいきサロン ゆうゆう	西貝塚公会堂
68	磐田	御厨	長江	長江ほっとサロン	長江自治会館
69	磐田	御厨	新貝	新貝ふれあいサロン	新貝公会堂
70	磐田	御厨	稗原	稗原サロン	稗原老人憩いの家
71	磐田	御厨	東貝塚	ふれあいサロン浮宮	東貝塚公会堂

No.	地区		自治会名	グループ名	会場
72	磐田	御厨	鎌田鍬影	鍬影サロン	鎌田鍬影公会堂
73	磐田	御厨	坊中	坊中サロンひだまり	坊中公会堂
74	磐田	南御厨	和口	ふれあいサロン和楽の会	和口公会堂
75	磐田	南御厨	大立野	大立野わかば会	大立野公会堂
76	磐田	南御厨	新出・東脇	新出・東脇ふれあいサロン「きらり」	新出公会堂
77	磐田	南御厨	東新屋	元気で悠々自適に過ごそう会	東新屋集会所
78	磐田	南御厨	東新町	東新町うたごえ喫茶	東新町コミュニティ会館
79	磐田	田原	東部台	東部台日向ぼっこ	東部台公会堂
80	磐田	田原	西島	くすの木サロン	西島公会堂（老人憩いの家）
81	福田	豊浜	大島	大島ふれあいサロン	豊浜交流センター
82	福田	豊浜	小島方	小島方ふれあいサロン	小島方公民館
83	福田	豊浜	雁代	雁代ふれあいサロン	雁代公民館
84	福田	豊浜	豊浜中野	豊浜中野サロン	豊浜中野公民館
85	福田	西部	大原	大原ふれあいサロン	大原公民館
86	福田	西部	大原新町	「歌声喫茶」ふれあいサロン	大原新町集会所
87	福田	福田中	12番組	福田本町ふれあいサロン	福田本町公民館
88	福田	福田中	下太	下太ふれあいサロン	下太公民館
89	福田	福田中	昭和組	昭和組ふれあいサロン	昭和組公民館
90	福田	福田中	6の3番組	むつみサロン	6-3公民館
91	福田	福田中	14番組	ゆうあいふれあいサロン	14番組公民館
92	福田	福田中	14番北	だるま会	14番組北公民館
93	福田	北部	東小島	東小島お茶のみ会	東小島公民館
94	竜洋	西	掛塚横町	掛塚横町いきいきサロン	横町公会堂
95	竜洋	西	西堀	西堀いきいきサロン	西堀公会堂
96	竜洋	西	野崎	のさきサロン	野崎公会堂
97	竜洋	西	敷地	敷地茶話会	敷地公民館
98	竜洋	西	金洗	金洗元気クラブ	金洗公会堂
99	竜洋	北	竜洋中島	竜洋中島ふれあいサロン	竜洋中島公民館
100	竜洋	北	あおば	あおばいきいきサロン	あおば会館
101	竜洋	東	平間	ミモザの会	平間公民館等
102	豊田	富岡	匂坂下	匂坂下なかよしサロン	匂坂下公会堂
103	豊田	富岡	加茂東	加茂東らく楽サロン	富岡交流センター
104	豊田	富岡	加茂西	加茂西サロン	加茂西 天神社
105	豊田	豊田東	富丘広野	広野なかよしサロン	広野公会堂
106	豊田	豊田東	東原東	東原東なかよしサロン	東原東公会堂
107	豊田	豊田東	東原西	東原西なかよしサロン	東原西会館

No.	地区		自治会名	グループ名	会場
108	豊田	豊田東	原新田	原新田ゆうゆう会	原新田新興館
109	豊田	豊田東	富丘下原	下原おきらくサロン	下原公会堂
110	豊田	豊田東	高見丘	高見丘ふれあいサロン	高見丘集会所
111	豊田	池田	池田上	池田上なかよしサロン	池田上自治会館
112	豊田	池田	池田藤美	ふじみサロン	池田藤美集会所、池田交流センター
113	豊田	池田	池田中	池田中ふれあいサロン	池田中自治会館
114	豊田	池田	池田南	池田南ふれあいサロン	池田南自治会館
115	豊田	井通	一言里	一言里なかよしサロン	一言里公会堂
116	豊田	井通	上新屋	上新屋なかよしサロン	上新屋公会堂
117	豊田	井通	小立野	小立野なかよしサロン	小立野公会堂
118	豊田	井通	長森	長森なかよしサロン	長森公民館
119	豊田	井通	豊田西之島	豊田西之島ふれあいサロン	豊田西之島公民館
120	豊田	井通	森下	いきいきサロン森下	森下自治会館
121	豊田	井通	弥藤太島	弥藤太島なかよしサロン	弥藤太島公会堂
122	豊田	井通	源平新田	源平新田おたのしみ会	源平新田公民館
123	豊田	井通	一言エクレール	サロン『エクレール』	エクレール磐田集会室 コミュニティルーム
124	豊田	井通	一言北原	一言北原サロン「あしたばの会」	一言北原公会堂
125	豊田	青城	下本郷	下本郷なかよしサロン	下本郷公民館
126	豊田	青城	気子島	なかよしサロン気子島	気子島公民館
127	豊田	青城	中田	中田なかよしサロン	中田公民館
128	豊田	青城	立野	ふれあいサロン立野	立野公会堂
129	豊田	青城	宮之一色	一色サロン	宮之一色公民館
130	豊田	青城	森本	森本ふれあいサロン	森本上・中・下公会堂
131	豊田	青城	ジェイハイム豊田立野	ジェイハイム豊田立野ふれあいサロンの会	ジェイハイム豊田立野集会室
132	豊田	青城	海老塚	サロン銀杏の郷	海老塚公会堂
133	豊田	青城	赤池	赤池ふれあいサロン	赤池自治会館
134	豊岡	北	本村	本村いきいきサロン	本村公会堂
135	豊岡	北	太郎馬	太郎馬いきいきサロンなごやか会	太郎馬公会堂・広場
136	豊岡	北	川原	川原中高年「絆」悠遊サロン	川原区公会堂 川原グラウンドゴルフ場
137	豊岡	北	新開	新開おたのしみサロン	新開公会堂
138	豊岡	北	田川	田川ふれあいサロン	田川公会堂、田川防災倉庫前広場
139	豊岡	南	上神増	上神増ふれあいサロン	上神増公会堂
140	豊岡	南	下神増	下神増ふれあいサロン	下神増公会堂
141	豊岡	南	吉貴地	吉貴地ふれあいサロン	吉貴地公会堂

※令和8年3月時点の情報です。その後情報が変更している場合がありますので、市社協へお問い合わせください。

(2) はじめよう！「子育てサロン」

核家族化、近所とのつながりの希薄化などにより、子育ての負担感や不安感は増えています。子育てサロンは、地域の中で子育ての先輩や子育て中の親同士が集い、情報を交換や仲間づくりを行うことができる地域の子育て親子の居場所です。



1 子育てサロンのススメ

◇子育ての共感ができる場 親子で成長できる場

気軽に無理なく、自由に集える場所です。地域の頼れる子育てボランティアや子育て仲間と集う場所をつくることで、閉じこもりや育児ノイローゼ、虐待等の問題を防ぐとともに、親の子育て力UPにつながります。また、子ども同士の交流により、成長期に必要な遊びや社会性を学ぶ場でもあります。

2 子育てサロンとは

内容は、遊びを通じた仲間づくり、育児相談や情報交換です。地域の特色を生かして、関係者や参加者の声を聞きながら展開していくことが望ましいです。

◇参加費や申込みについて

気軽に参加できることがサロンの良さです。参加費は無料やおやつ代程度が理想です。申込みは、自由参加としているサロンが多数ですが、サロンによっては事前申込制を取り参加者の地域を限定しているところもあります。サロン内でルールを決めておくことが望ましいです。

◇開催頻度や会場は？

月1回以上の開催をお願いしています。毎月第〇週△曜日などと決めておくことで、参加者に周知しやすくなります。交流センターや自治会館など、集まりやすい会場を選ぶことをお勧めします。



◇活動の担い手 地域活動に関わるみんなが担い手！

【担い手・サポートメンバー】

子育て中の当事者、主任児童委員、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、地区社協、地域住民、市社協、行政、NPO法人、保育関係者（保育士や幼稚園教諭の経験者や子育て支援センター職員）等

◇多世代交流型のサロンも

子育て中の親子だけでなく中学生、高校生、祖父母世代の人たちが交流することにより、子どもの自主性を育み、高齢者も子どもから元気をもらえます。地域のふれあいの機会も生まれます。

3 社会福祉協議会では

- ボランティア活動保険、参加者傷害保険の加入手続きを支援します。
- 原則毎月開催のサロンを対象とした活動費助成事業があります。
- 市社協の子育て支援員が、サロンからのご要請に応じ、レクリエーションの提供や運営上の相談をお受けします。また、新規サロンの立上げのご相談にも対応いたします。

子育てサロン登録団体一覧

(令和8年4月現在)

No.	団体名	地区	活動日	会場	対象
1	いずみっこ	中泉	毎月第4火曜日	中泉交流センター	未就学児
2	ふじみキッズ	見付	毎月第4木曜日(注1) (8月と3月を除く)	富士見町会館	未就学児
3	みつけキッズ	見付	毎月第2木曜日(注2) (8月と3月を除く)	見付交流センター	未就学児
4	田原地区社協 ほっとポケット	田原	毎月第3木曜日	田原交流センター	未就学児
5	子育てサロン うさぎっ子	御厨	毎月第2金曜日	御厨交流センター	未就学児
6	西貝子育てサロン ふわふわ	西貝	毎月第4水曜日	西貝交流センター	未就学児
7	まつぼっくり	豊田東	毎週水曜日	豊田東交流センター	学童
8	たんぼぼ	豊田東	毎月第1・3金曜日	豊田東交流センター	未就学児
9	南地区子育てサロン わんわん	南	毎月第4木曜日 (4月と3月を除く)	南交流センター	未就学児
10	元宮キッズ	見付	年2回 (8月、3月)	元宮町公会堂	未就学児
11	子育てサークル きらきら星	—	月1~2回火曜日	富岡交流センター	未就園児
12	ふくで子育てサロン “あいうえお”	福田	毎月第3金曜日	福田中央交流センター 豊浜交流センター	未就学児
13	いっちゃん広場	今之浦	年5回程度	今之浦記念館	未就学児
14	子育てサロン ごんげんキッズ	向笠	毎月第3水曜日	向笠交流センター	未就学児
15	青城まちづくり協議会福祉部 青城っこ広場	青城	奇数月第2火曜日	青城交流センター	未就園児
16	いさだキッズ	竜洋	年3回 (6月、8月、12月)	竜洋体育センター	未就学児
17	いどおりっこ広場	井通	偶数月第2水曜日	井通交流センター	未就学児
18	玄キッズ	見付	毎月第4日曜日	幸町会館	未就学児
19	福田南子育てサロン おひさま	福田	毎月第2木曜日	福田南交流センター	未就学児

※令和8年3月時点の情報です。その後情報に変更している場合がありますので、市社協へお問い合わせください。

(注1)ふじみキッズ
4月 第4水曜日
(注2)みつけキッズ
4月 第2水曜日



子育てサロン ごんげんキッズ



福田南子育てサロン おひさま

(3) 「居場所」に行けば笑顔に会える

誰もが孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、「社会参加」の機会が重要です。「居場所」は、法令や制度に基づく事業ではなく、地域住民が主体となって運営する地域交流の場です。高齢者、障がいのある人、子どもなど、世代や立場を問わず誰もが気軽に集い、つながりを育むことができます。市内においても、地域の実情に応じた多様な居場所づくりが各地で広がっています。



1 居場所による効果

◇人がつながる「居場所」の必要性

- ・いろいろな人とふれあうことにより孤独感が消され、閉じこもりの防止に繋がる。
- ・仲間づくりの場となり、日常での支え合いの輪が広がる。
- ・情報交換の場となり、生活に役立つ情報が手に入る。
- ・地域交流、異世代交流の場なり、世代を超えてふれあうことができる。 など

2 地域の居場所づくり活動とは

◇地域の「居場所」ってこんなところ！人と人との出会い・つながり・支え合いが生まれます。

いつでも	いつ来てもいい、いつ帰ってもいい
だれでも	高齢者でも、子どもでも、障がいを持つ方でも、誰でも利用可能 ※高齢者等、想定される対象者はあっても、それ以外の人を排除しない。
自由に	特別なプログラムがなく、自由に過ごすことができる ※プログラムやイベントがあっても、参加してもしなくてもいい。

◇どんな場所を使って行われているの？ 活用方法は？

形式	特徴
借家型	賃貸の空き店舗や空き家などを活用した方法。以前から「居場所」を開設している人に多い方法。
自治会館 利用型	自治会の公会堂等を利用した方法。家賃がかからず、比較的容易に始められる。最近開設数が増加している。
施設併設型	社会福祉施設などの一角を利用する方法。社会福祉法人の地域貢献の一つとして、増加が期待される。
自宅開放型	自宅の一部や自身が所有している建物を開放する方法。自由が利くので、比較的気軽に取り組むことができる。

「居場所」の活用方法は人によってさまざまです。「居場所」の特色もさまざまです。みなさんに合った「居場所」の活用方法をぜひ探してみてください。

- 自由に過ごしたい
- 一休みしたい
- 誰かとおしゃべりしたい
- 仲間と趣味に興じたい
- 食事をみんなで食べたい
- など

3 市内の事例紹介(活動の一例です)

見附宿いっぷく処

見付本通りの店舗で 10:00~12:00 開所している地域の憩いの場です(土日祝日休み)。

惣菜・弁当・菓子等の販売のほか、月2回お昼にお年寄りを対象の「シルバー食堂」を行っています。また、月1回第2土曜日に、親子対象の「子ども食堂」も開催し、お弁当を作っています。「子ども食堂」が初めての方は、事前に



ご連絡
ください。

宮本茶屋

見付地区社協が中心となり、大学生と住民との対話で約11年前に始まった居場所です。地域の高齢者とボランティアがお買い物や昔話を楽しみながら世代を超えて交流しています。中学生ボランティアも加わり、みんなで笑顔あふれる楽しい時間を過ごしています。月1回土曜日に住吉町公会堂に集まり、老若男女のたくさんの方々の笑顔の輪が広がっています。



駄菓子やチックタック

磐田市中泉地区、坂上町公民館の向かいにある駄菓子屋です。令和7年6月にオープンし、主に毎週月曜日に開かれています。

地域の高齢者(昔のこどもたち)から幼い子どもたちが交流できて、楽しい時間がチックタックと動き出すような、そんな居場所です。皆さんもぜひ、立ち寄ってみてください。



みんなのひろば~豊田ガーデン~

磐田市豊田東地区の特別養護老人ホーム豊田一空園で開催されています。

施設内の喫茶店を閉店後に地域へ開放し、子どもから大人まで誰でも利用できる居場所として、多世代交流の場が広がっています。子どもたちが施設を訪れ、デイサービスの利用者の方々の存在を身近に感じながら遊ぶことで、自然と福祉への理解につながる場にもなっています。



4 市社会福祉協議会では

市社協では、以下の支援を行っています。お気軽にご相談ください。

◇「居場所」に行きたい

市内外で行われている「居場所」をご紹介します。

(磐田市内では、「こども食堂」も含めて25カ所以上の活動団体があります。)

◇「居場所」をつくりたい

地域で「居場所」をつくりたいという方への相談や情報提供をします。

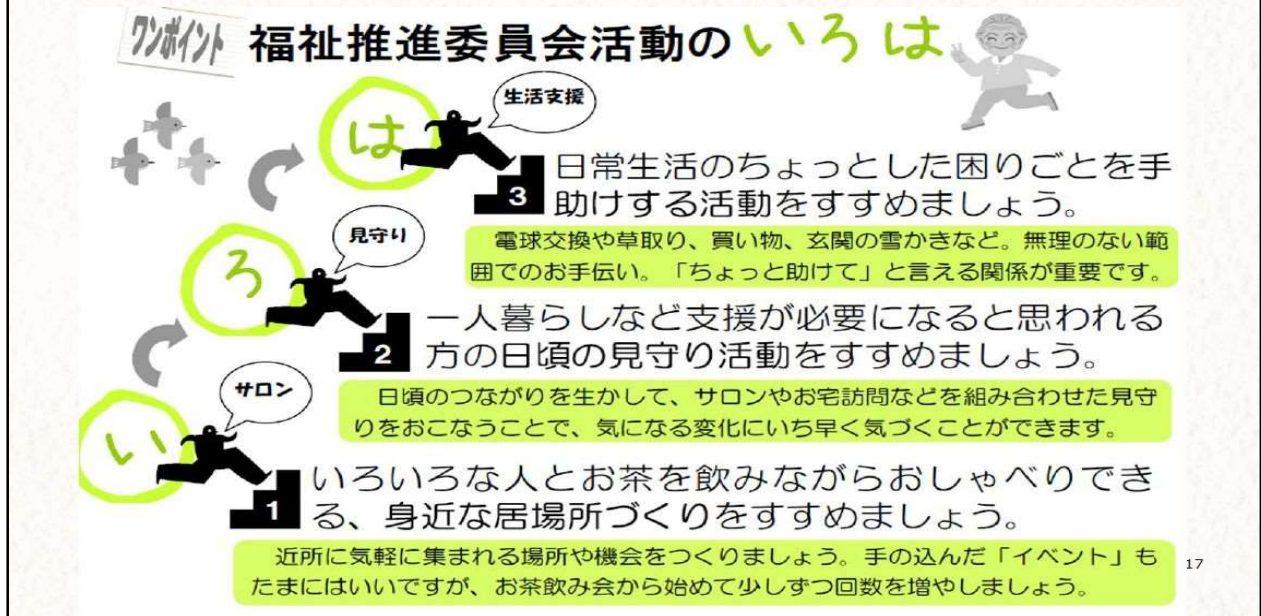
(助成団体の情報提供、立上げに関する相談支援、相談窓口の紹介 など)

4 生活支援

(1) 地域活動のイメージ (サロン・見守り・生活支援)

住民同士のつながりづくりになる「サロン活動」、気になる方への「見守り」、そしてちょっとした困りごとに対応する「生活支援」。3ステップ・積み重ねで実現できます。

福祉推進委員会の3大活動



▲高島市社会福祉協議会「見守りネットワークのマトメ～見守りを通した住民主体のまちづくり～」
(滋賀県高島市)

「できる人が できることを できる時に」が合言葉

高齢者との交流・高齢者の見守り・買物支援
…どんな町にも個人が抱える困りごとはあり、周りを見渡せば、必要な困りごとへの手助けはあるものです。その中で、まずは「自分の好きなこと・できること」を考えてみましょう。

一人の百歩より、百人の一步！

高齢者支援は、介護保険制度導入後、専門職の力に依存する傾向が強まりました。しかし、少子高齢化が進む中で、専門職の力にも限界がきています。みんなが持っている力を少しずつ持ち寄ることで、地域包括ケアシステムを実現しましょう！



▲前橋市「生活支援体制整備事業 活動事例集」、前橋市社会福祉協議会「支え合いの手引き」
(群馬県前橋市)

(2) せいかつ応援倶楽部

地域住民同士の助け合いの仕組み

会員登録

せいかつ応援倶楽部の取り組みは、平成29年度「健康寿命をのぼそうアワード 団体部門 厚生労働大臣 優秀賞」を受賞しました。

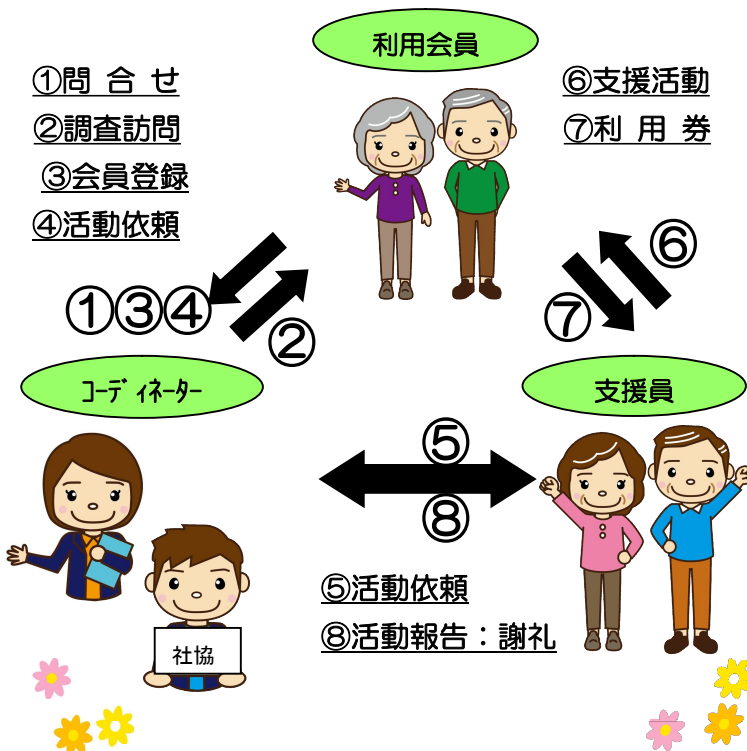
せいかつ応援倶楽部

せいかつ応援倶楽部とは・・・

平成22年5月にスタートした住民参加型の生活支援事業です。
『地域支援員』としてご登録いただいた地域住民のみなさんが、公的な制度では対応しきれない日常生活上の『ちょっとした困りごと』の解決をお手伝いします。

- ◎ 地域の支え合い活動に賛同し、温かい気持ちで活動して下さる多くの地域支援員さんにご協力をいただいています。

せいかつ応援倶楽部 概要



☆支援内容（一例）☆

電球・電池交換 ごみ出し 衣類整理
掃除 季節物の片付け 買物代行・同行
草取り 話し相手 産前産後の家事支援
など。

※ 詳細は、社協本所へご相談ください。

地区社協等が主体の

“地域せいかつ応援倶楽部”（R8.4 現在）

- ・豊岡せいかつ応援倶楽部
- ・いいじゃん長野 お助け隊
- ・南せいかつ応援ご近所クラブ
- ・ふくでせいかつ応援倶楽部
- ・池田せいかつ応援クラブ
- ・竜洋せいかつ応援クラブ
- ・見付せいかつ応援くらぶ
- ・豊田東せいかつ応援クラブ
- ・南御厨せいかつ応援倶楽部

(3) 磐田市の“生活支援コーディネーター”

生活支援コーディネーター(SC)とは

国が定める生活支援体制整備事業の一環として配置された「地域の支え合い推進員」です。
住民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、皆さんと一緒に考えながら、新しい地域資源（サービス・場所・人材）を創り出すお手伝いをします！

コーディネーターの役割

●地域資源開発

- ・地域に不足するサービスを創り出す
- ・社会参加の場の確保
- ・ボランティア人材の養成

●ネットワーク構築

- ・関係者の情報共有
- ・地域で活躍している団体や専門機関の連携体制づくり 等

●困りごとと

取り組みをつなぐ

- ・地域で聞こえる困りごとを集約
- ・地域資源や活動を、必要な人につなぐ 等

▶ 第1層コーディネーター

2名（市福祉政策課・市社協 各1名）
市内全域をエリアとして活動しています！

▶ 第2層コーディネーター

11名（市社協の地区担当者）
各地区をエリアとして活動しています！

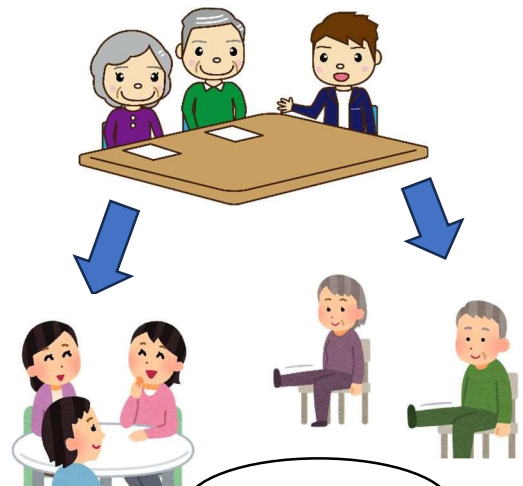
令和6年度～

継続『地域リハビリテーション活動支援事業』に協力

【SCとして関わった事例】

移動の関係で地域活動に参加が出来にくくなった70代女性宅を訪問し、ご自宅の近くに集える場があればとの申し出がありました。包括職員と共に民生委員を退任された方に声かけし、参加可能な日を皆さんで検討、集いの場を企画しました。なんとか開催にたどり着きましたが、70代女性の方は、体調を崩して参加出来ませんでした。

この件をきっかけに、継続して集いの場が開催されています。運営はまだまだ不安定ですが、皆さんで細く長く継続開催中です。



交流の場

地域資源や活動を、必要な人につなぎます！

5 地域福祉

(1) 地域福祉活動計画と地域共生社会

基本理念

やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり ～安心できるまち 磐田～

地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるように、人と人がつながり、支え合い、助け合うための取り組みです。

人口減少、少子高齢化の進行、単身高齢世帯・高齢者のみ世帯及び共働き世帯の増加等により、介護や見守り、子育ての支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、近所付き合いの希薄化等により、家庭及び地域の支援力が低下しています。

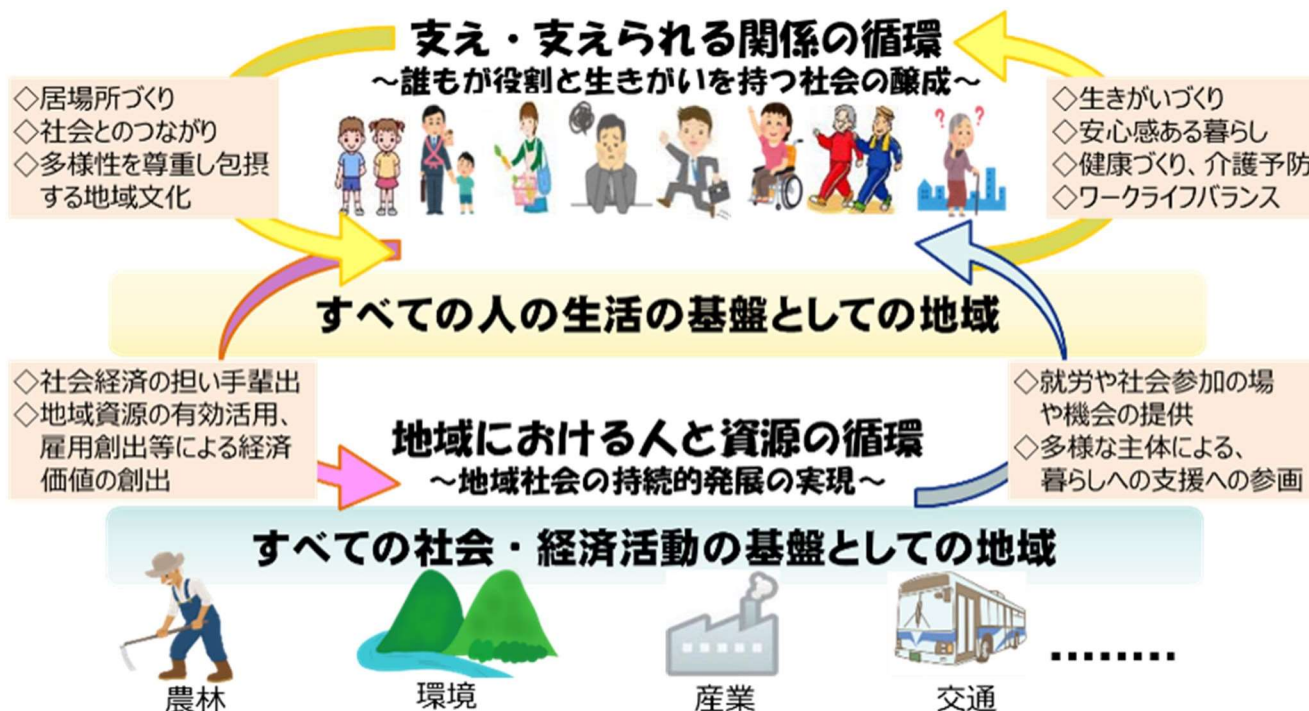
また、8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えており、分野別に組み立てられた縦割りの既存制度では、対応が難しいケースも顕在化してきています。



このような課題を解決するためには、市や社会福祉協議会の取り組みだけでなく、例えば地域における見守り活動など、地域での取り組みが必要になります。

2つの視点からなる「地域共生社会」の実現

- 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会
- 社会、経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会



出展 厚生労働省 HP より

磐田市と磐田市社会福祉協議会は、地域の皆様の参加を得て、地域福祉を推進する計画を策定しています。「磐田市地域福祉計画」は、社会福祉法に規定された市町村の地域福祉推進のための理念や仕組みを、「磐田市地域福祉活動計画」は、地域福祉計画を実行するための活動・行動のあり方を定める行動計画です。

磐田市地域福祉活動計画

https://www.iwatashakyo.or.jp/about_shakyo/plans/

5. 地域福祉活動を推進するための「地域」(圏域)の考え方

地域福祉においては、隣近所とのお付き合いや身近な相談相手、日常的な支え合いができる人と人とのつながりがとても大切です。

磐田市では、地域福祉活動を推進するための「地域」の範囲を「近隣、自治会の組・班」からはじまり、各自治会での身近な地域福祉活動の実施、そして、地域づくり協議会の範囲を基礎単位の地域(圏域)と捉え、地域福祉活動を推進していくことが望ましいと考えています。

そして、地域包括支援センター*などの相談機関窓口の範囲、さらに市全域を範囲として、隣近所から市全体までを重層的に捉えることで、地域福祉活動の統一感を図っていくことをイメージしています。

【地域(圏域)の範囲のイメージ】



《赤い羽根共同募金について》

スローガン「じぶんの町をよくするしくみ」

赤い羽根共同募金運動は、社会福祉法に基づき、都道府県単位にて毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限って行う寄付金の募集です。その歴史は古く、戦後間もない昭和22（1947）年に任意団体により共同募金運動が開始されました。

それから70年たった今、社会が大きく変化する中で、様々な地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動として市民主体の運動を進めています。

磐田市で集められた募金の多くが磐田市で活用されることから、スローガンに「じぶんの町をよくするしくみ。」が掲げられています。

【募金募集の方法】

- 1 戸別募金：自治会長様を通じて各世帯からいただいた募金
- 2 法人募金：企業や商店様よりご協力いただいた募金
- 3 街頭募金：駅前や市内イベント等で募金ボランティアと共に呼びかけをし、ご協力いただいた募金
- 4 学校募金：市内の小・中・高等学校の生徒の皆様からの募金
- 5 職域募金：市役所や企業等の職場内で行われる募金
- 6 その他：公共施設等に募金箱や PayPay 募金 QR コードの設置など



ジュビロ磐田ホームゲームにて募金活動



静岡ブルーレヴズホームゲームにて募金活動
(中央:静岡ブルーレヴズ 作田駿介選手)

参加した学生ボランティアさんより

とても貴重な体験をさせていただき、嬉しく思っています！

【赤い羽根共同募金のつかいみち】

令和7年度は13の社会福祉協議会事業、8つの福祉団体に助成を行いました。



遊具の整備へ助成
(中大原自治会)



こども食堂へ助成
(あいうえお+プロジェクト)



その他のつかいみちは、
磐田市社協 HP に掲載
しています。

《地域歳末たすけあい募金について》

スローガン「つながり ささえあう みんなの地域づくり」

地域歳末たすけあい募金運動は、支援を必要とする方々が安心して新年を迎えられるよう、年末年始の地域福祉活動へ役立てられます。この運動の歴史も古く、戦後まもなく開始された共同募金運動の中で、“歳末同情品”を募集する動きが各地で起き、その後、民生委員・児童委員協議会が主催する歳末たすけあい運動として発展してきました。

現在では、共同募金運動の一環となり、地域の誰もが安心してあたたかいお正月を迎えることができるよう、様々な活動への助成に活用されます。

【地域歳末たすけあい募金のつかいみち】

令和7年度は9つの福祉団体と、2つの社会福祉協議会事業へ助成を行いました。



クリスマスウォーキングイベント
(向笠地区社会福祉協議会)



生活にお困りの方への
お米券等の配布



その他のつかいみちは、
磐田市社協 HP に掲載
しています。

いつも共同募金にご協力いただきありがとうございます！

地域福祉推進の原動力は、地域にお住いの皆さまです。

今後とも赤い羽根共同募金・地域歳末たすけあい募金をよろしく願いいたします。



赤い羽根共同募金
公式キャラクター「赤羽根家」

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会福祉委員設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)は、地域福祉を推進するため、福祉委員を設置する。

(選任)

第2条 福祉委員は、自治会長が選任する。

2 前項により選任された福祉委員に対し、本会の会長名で身分証明書を発行する。

3 福祉委員は、自治会所属の委員とする。

(選任基準)

第3条 福祉委員は、自治会単位を基本に概ね100世帯に1人選任する。自治会の世帯数が100世帯未満の場合は1人選任する。

(任期)

第4条 福祉委員の任期は、2年(4月1日を始期とする)を基本とし、再任されることができる。ただし、任期中に交代する場合は、前任者の残任期間を引き継ぐものとする。

(活動)

第5条 福祉委員は、自治会、地域づくり協議会福祉部会又は地区社会福祉協議会(以下「地区社協等」という)、民生委員・児童委員、地域ボランティア等と連携し、次に掲げる活動を行う。

- (1) 一人暮らし高齢者等の見守り
- (2) 高齢者サロンの運営協力
- (3) 地域内の福祉課題等の把握と必要な情報提供
- (4) 地区社協等の活動への参加、協力
- (5) 地域福祉に関する研修
- (6) その他目的達成のための活動

(地区福祉委員会の開催)

第6条 福祉委員活動の活性化を図るため、各地区社協等の福祉委員で構成する地区福祉委員会を開催する。

2 地区福祉委員会には、第5条に掲げる関係委員等に出席を求めることができるものとする。

3 地区福祉委員会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 研修会等の実施
- (2) 地域福祉活動の情報共有と情報提供
- (3) 地区社協等との連絡調整
- (4) その他福祉委員活動に資する事業

4 地区福祉委員会に会長、副会長を置く。

5 地区福祉委員会の活動に必要な経費は、本会より地区社協等に交付する助成金を充てることができる。その取扱いについては、各地区社協等が定めるものとする。

(秘密保持)

第7条 福祉委員は、活動中に知り得た個人および世帯の情報を、当事者の許可なく関係者以外にもらしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(補償)

第8条 福祉委員活動中の事故等には、加入するボランティア保険の範囲内で補償する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

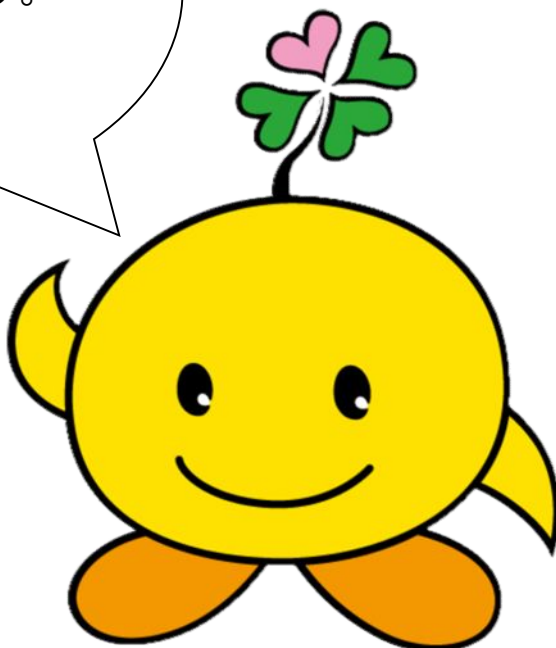
附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

社協マスコットの
「ふくぴー」です。
よろしく！



社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会



磐田市社協ホームページ

<https://www.iwatashakyo.or.jp/>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/iwatashakyo/>



インスタグラム

<https://www.instagram.com/iwatashakyo/>



〒438-0077 磐田市国府台 57 番地 7

あい
i プラザ(磐田市総合健康福祉会館)1階

電話 0538-37-9617 (地域福祉係)

FAX 0538-37-4866